

「ブロック塀等撤去事業」 補助制度のご案内

湖西市では、地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去を行う場合に補助金を交付しています。

■ 補助対象となる倒壊の危険性があるブロック塀等

※①～④の条件を全て満たすもの

- ①倒壊の危険性があるブロック塀、コンクリート塀、万年塀、石塀、れんが塀、門柱、門袖、その他これらに類する塀
- ②市内の公衆の用に供されている道路に接する塀等
- ③道路面から0.6mの高さを越える塀等
※補助対象は2段積み以上のブロック塀等。
- ④長さが延べ3m以上の塀等



■ 補助金額

事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり13,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、かつ一敷地につき

100,000円を限度とする。

■ 補助の条件

- ・ブロック塀の場合は全部（基礎、土留め部分を除く）を撤去すること。
- ・撤去後に新たに塀等を設ける場合は建築基準法等に基づく安全な塀（ブロック塀を除く）にすること。また、建築基準法上の道路内には築造しないこと。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL:053-576-4549
FAX:053-576-1897

裏面 補助申請の流れの説明 →

ブロック塀等撤去事業補助制度 補助申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・ 添付書類：申請書に記載の通り。 ・ 添付書類の見積書は補助対象部分のみが記載された見積書を提出して下さい。
↓	
③ 現地確認	現地にて担当職員が交付申請書の内容と相違がないか確認します。
↓	
④ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑤ 工事着手	工事内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑥ 工事完了	
↓	
⑦ 「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可 ・ 添付書類：申請書に記載の通り ・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。
↓	
⑧ 完了検査	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑨ 「交付確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑩ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。 ※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑪ 補助金の支払い	

【注意】 ④交付決定通知の交付前に着工した場合、補助対象外となります！